

令和6年5月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年5月8日（水）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が5月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員	2番 竹尾 奈美 委員	3番 藤澤 奈美江 委員	4番 二村 啓二 委員
5番 亀井 伸一郎 委員	6番 首藤 重雄 委員	7番 城野 幸司 委員	8番 赤嶺 雅也 委員
9番 野上 政憲 委員	10番 上野 誠司 委員	11番 中野 定重 委員	

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

大津 賢治 主幹

付議議案

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明願いについて

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

議案第23号 辞任及び解任を同意することについて

局 長 これより議案について審議をよろしく願いいたします。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長をお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号9番 野上 政憲委員と、議席番号10番 上野 誠司委員に議事録署名をお願いいたします。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 1ページをご覧ください。
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年5月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 1,604 m² は、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 2、(田) 49 m² 外 1 筆 合計 915 m² は、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 3、(畑) 138 m² は、農業用倉庫を設置するため所有権を移転するものです。

番号 4、(畑) 109 m² は、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 5、(畑) 138 m² は、農業用倉庫を設置するため所有権を移転するものです。

番号 6、(畑) 297 m² は、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 7、(畑) 545 m² 外 2 筆 合計 1,343 m² は、実験用作物栽培のため所有権を移転するものです。

譲受人については、自社製品の味噌・醤油の特徴や独自性を出すため、2009 年（平成 21 年）より大豆の試験栽培や育種改良を行っており、今後も試験研究を行う必要性や研究情報の秘密保持の面から、自社研究所に隣接する農地について、所有権移転の申請を行うものです。

なお、本件は農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外、「農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号イ」その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。に該当すると判断されたため、申請を受け付けたものであります。

以上 3 条申請 7 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ひます。

4 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思ひます。

申請地は、次の4～6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請7件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

城野委員 私、城野より、4月24日に実施しました、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が植えられています。許可後もこれまで同様、水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、これまで一部でカボスが植えられています。許可後はカボスのほか露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は農業用倉庫を設置するとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の裏にある1筆の畑で、これまで譲受人の菜園として利用されてきました。許可後も同様管理をするとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は農業用倉庫を設置するとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある1筆の畑で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜を栽培するとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号7の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の研究所の隣にある3筆の畑で、現在は耕作されていませんが草刈り等、耕作に向けた準備が始まっています。16年前から原料用の大豆の改良に取り組んでおり、許可後は大豆の試験栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請7件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます。担当推進委員より報告をお願いします。第19地区、川野推進委員さん。

川 野 第19地区、推進委員の川野です。

推進委員 番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が植えられています。譲受人はこれまでも地元で稲作を行っており、許可後もこれまで同様、水稻の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第22地区の吉良推進委員さん。

吉 良 第22地区、推進委員の吉良です。

推進委員 先ほど、城野委員さんが申しあげました通り、番号3、4、5はそれぞれ売買により所有権を取得するものです。

申請地はいずれも譲受人の自宅の隣にあり、1筆はこれまで菜園として利用されています。外の2筆は、草刈り等により管理されています。許可後は菜園と、農業用の倉庫として利用するとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第10地区の吉田推進委員さん。

吉 田 第10地区、推進委員の吉田です。

推進委員 番号6の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅の隣にある1筆の畑で、これまで草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜を栽培するとのことで、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第2地区の木梨推進委員さん。

木 梨 第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号7の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の研究所の隣にある3筆の畑で、現在は耕作されていませんが草刈りが行われていました。研究用の大豆を栽培するとのことで、特に問題はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤委員 はい。質問ではありませんが、現地調査日の前に番号3、4、5の申請者の譲受人より連絡がありまして、4月15日に現地へ赴き、譲受人の話を聞きながら、圃場の確認をしました。私としては意義はありませんので、報告いたします。以上です。

議長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページをご覧ください。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和6年5月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 8ページをご覧ください。

番号1、(田)697㎡については、所有権を移転し、工場を増設するものです。農地の区分は1種農地となります。

なお、第1種農地については原則転用不可であります。本申請については、農地転用の不許可の例外として、農地法施行規則第35条 第5号「既存の施設に隣接する土地に既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での施設の拡張」に該当すると判断されたため、申請を受け付けたものであります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください。調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

赤 嶺 赤嶺より、4月24日に実施しました、議案第19号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと
委 員 併せて報告します。

番号1の田については、所有権を取得し、工場を増設を行うものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①および②については、基盤整備済みの田であることから1種農地となり、転用は原則不許可になりますが、この申請が既存の工場の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当するものです。一般基準の③から⑩についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。

ここで気になることがありますので、みなさまにお知らせいたします。譲受人は昨年5月に同様の申請がなされており、転用許可がされており

ます。そして、1年後、同様の申請は今回出ております。このようなことが繰り返されると、1種農地が減少するということになります。懸念材料となりますので、事務局より不足説明をお願いいたします。

首 藤 今回の案件としては「既存施設の2分の1以内の拡張について許可する」ということなのですが、これを何度も行ってよいのかということであり
主 幹 りますが、農政局で行われました、農地転用許可制度に係る研修ということで演習がありまして、その中に「既存施設の拡張の取り扱いについて適用回数の制限があるのか」ということについての研修がありましたのでご報告させていただきたいと思います。

これについては、「過去の許可と一連の計画に基づくものではないもの」と但し書きがあるのですが、それについて2分の1以上ということになっております。回数については、制限はないというふうになっております。

演習のときは、「7反のものを3反拡張し、1町になりました。それに更に4反拡張する」となると、当初、7反あったものが、最終的に14反になるので、これは2分の1を超えるのではないかという議論があったのですが、これについては、一旦拡張した場合の拡張したものが分母になりますので、今回でいきますと、既存工場があり、数年前に拡張した既存工場その2があります。この2つを分母として2分の1かどうかということでありまして。そして、回数については制限がないと、農政局から説明は受けております。

なお、今回の案件については、既存工場1と2の合計が5,024㎡で、許可済みの面積と今回の申請地の面積の合計面積が2,193㎡とありますので、これを一体のものとして見ても既存工場の2分の1は超えないということを改めて報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。

赤 嶺 ということですので、慎重な審議をよろしく申し上げます。以上です。

委 員

議 長 休憩いたします。

— 休憩 —

議 長 再開いたします。

－ 再開 －

議 長 次に担当推進委員さんより報告をお願いします。第6地区、伊藤推進委員さん、お願いします。

伊 藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 今の説明で大体わかったかと思いますが、番号1の田については、所有権を取得し、工場の増設を行うものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。雨水などは横の水路に流れるようになっており、隣の水田など、主変の農業への影響はないと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

首 藤 はい。

委 員 周りの下がずっと田んぼになっていて、恐らく上り坂のところだと思うのですが、水回りなどが大丈夫かなと気になってお聞きしようかと思ったのですが、影響がないとおっしゃられたのでいいです。

議 長 現地の部分ですか。

首 藤 はい。現地は既存の工場があるので問題はないかなと思うのですが、下の田んぼに影響が無ければいいなと思いましたので質問しました。

委 員

首藤主幹 今回の転用申請について、添付書類がついているわけですが、その中に排水同意書や水利組合からの同意書が添付されております。今回の件については、井路を代表で管理する方からの同意書がついています。その際、当然、水路の使用については協議されているものとしてこちらとしては取り扱っております。

議長 よろしいでしょうか。

首藤委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

後藤委員 はい。譲受人は何を作っている会社ですか。

首藤主幹 譲受人の法人の経営について、簡単に説明をしたいと思います。
電気関係の計測器や測定器といったものを取り扱っている法人になっております。取引が増えているため、今回は業務を拡大していくということで、今回の申請に至ったという説明を受けております。

議長 後藤委員、よろしいでしょうか。

後藤委員 はい。

局 長 休憩をお願いします。

議 長 休憩いたします。

— 休憩 —

議 長 再開いたします。

— 再開 —

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第 20 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 10 ページをご覧ください。

議案第 20 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 6 年 5 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 279 ㎡、申請者の土地については、平成 12 年頃より駐車場として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 2、(田) 127 ㎡、申請者の土地については、平成 14 年より宅地として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 3、(畑) 52 ㎡、申請者の土地については、昭和 39 年頃より宅地として利用している土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

申請地は次の 12 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 20 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 13 ページとなります。

議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 6 年 5 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 4 号）「令和 6 年 5 月 8 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和 6 年 4 月末までに申し出がありました、白杵市全域の集積表であります。

中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、4,235 m² 7 筆、畑については、4,328 m² 4 筆、合計面積は 8,563 m² 11 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 5 名に対して、借り手は 4 名となります。各筆明細につきましては、3～4 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 6 年 5 月 8 日公告予定の農用地利用集積計画（第 4 号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

野上 はい。

委員 事由の説明に、「労力不足（高齢で耕作できない等）」というのと「農業廃止」は違うのですか。

議長 事務局、説明をお願いします。

次 長 大きくは耕作できないが、少しは耕作できるというのが「労力不足」ということにあたりまして、「農業廃止」というのは農業そのものを全くできないという意味合いだと考えております。

野 上 貸し手側がですね。
委 員

次 長 もちろん、貸し手側です。

議 長 よろしいでしょうか。

野 上 はい。
委 員

議 長 他にご意見はございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願いします。

次 長 14 ページとなります。

議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 6 年 5 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

大 津 おはようございます。農林振興課の天津です。農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。
主 幹 1 ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 898 m² を貸し付けするものです。農用地の所在は 2 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に、(畑) 3 筆、計 5,302 m² を貸し付けするものです。農用地の所在は 4 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に、(畑) 7 筆、計 9,131 m² を貸し付けするものです。農用地の所在については 7 ページに掲載していますのでご覧ください。
以上、農用地利用集積等促進計画案について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 23 号 辞任願いを同意することについて、事務局より説明をお願いします。

次 長 15 ページをご覧ください。

議案第 23 号 辞任願いを同意することについて、高橋 金次郎委員より、令和 6 年 4 月 25 日付けで委員の辞任願いが提出されたので農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、委員会の同意を得ることについて提案する。

令和 6 年 5 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

農業委員会に関する法律第 23 条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されており、この規定に基づき提案をするものであります。

高橋 金次郎委員から、「体調不良のため最適化活動に支障を及ぼす状況になったことから辞任したい」旨の辞任願いが提出され、実際に昨年より入退院を繰り返していることもあって、健康上の理由は正当な事由と判断されるのではないかと考えられますが、委員皆様のご審議をお願いします。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑ございませんか。

後 藤 はい。辞任ということですが、募集はあるのですか。
委 員

議 長 まずは辞任の願いが出たので、今日は辞任の採決をみなさんにしてもらいます。

後 藤 はい。
委 員

議 長 他に何かございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 23 号 辞任及び解任を同意することについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 辞任及び解任を同意することについては、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。